

## 丹波篠山市地域公共交通会議委員の公募について

### 1. 丹波篠山市地域公共交通会議の目的

丹波篠山市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通計画及びその関連する計画（以下「公共交通計画等」という。）の策定並びにこれらの実施に関し必要となる事項を協議します。

### 2. 公共交通会議委員の募集

- (1) 内 容 地域公共交通会議に参加して意見を述べる
- (2) 募集人数 3人
- (3) 応募資格 市内において在住・在勤・在学・活動又は事業をしている方で、満18歳以上（令和7年4月1日現在）の人。ただし、市議会議員・常勤の公務員及び他の附属機関等の公募委員、応募申込時において丹波篠山市の他の附属機関の公募委員に応募している方を除く。
- (4) 募集期間 令和7年5月1日（木）～令和7年5月12日（火） （必着）  
※ホームページ、記者発表等で周知します。
- (5) 応募方法 次の書類を郵送、直接提出、ファクシミリ、電子メールにて企画総務部創造都市課もしくは各支所まで上記期限内に提出。なお提出された書類は返却しません。
  - ①応募申込書（別紙様式第1号）
  - ②800字程度の作文  
（テーマ：人口減少・高齢社会における公共交通のあり方について）
- (6) 選考方法 書類選考ののち、応募者に通知します。
- (7) 任 期 就任した年度の翌年度末まで
- (8) 開催予定 地域公共交通会議は、4回程度開催します。  
※上記会議の他に、部会を4・5回程度予定しています。  
地域公共交通会議は、原則公開とします。  
※会議は、主に平日の昼間を考えていますが、委員の皆様の意向をお聞きしてから具体的な日時等を決定します。
- (9) 報 酬 4,000円/1回
- (10) 注意事項
  - ①提出された書類に虚偽の記載が認められたときは、委員就任後であっても委嘱を取り消す場合があります。
  - ②委員は、市政に対する特別な地位が与えられるものではなく、その地位を政治、営利又は宗教活動に利用できません。また、協議において知り得た秘密は漏らしてはなりません。
- (11) 問合せ及び提出先  
〒669-2397 丹波篠山市北新町41番地  
丹波篠山市企画総務部創造都市課（本庁舎3階）  
企画調整係：竹内 一真・足立 和隆

電話：079-552-5106 ファクシミリ：079-552-5665

電子メールアドレス：sozotoshi\_div@city.sasayama.hyogo.jp

※直接提出いただく場合は、支所にお持ちいただいても構いません。